

習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）へいただいた意見と市の考え方

1. パブリックコメント実施期間：令和3年11月1日～11月30日
2. 意見提出者人数：3名
3. 意見件数：32件

通し No.	No.	意見の概要	市の考え方
1	1-1	ゴミ処理は生活していく上で避けて通れず、継続して稼働が必要な施設なので長期に渡った維持管理コストに配慮した施設として欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画（案）では、清掃工場の老朽化に伴い、今後、整備を予定している清掃工場の更新概要を基本的方向性としてとりまとめています。清掃工場及びリサイクルプラザ等の施設（設備）の具体的な内容は、今後、計画（案）のP76にも記載のあるスケジュール（案）にそって、検討し決定していくこととなります。 ・ ご指摘の長期に渡った維持管理コストに配慮することは、必要な事項であると考えています。
2	1-2	災害時の対応もあり、広域化しないことに賛成である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の発災時には、数日、ごみの受入を停止しましたが、その後、早期に復旧でき、災害ごみが大きな問題になることはありませんでした。 ・ 発災時に迅速な対応が行える観点から、本市でも広域化しない主な要因として判断し、本市単独で清掃工場等の施設を所有することを考えています。
3	1-3	現在のコークスの利用は今後も価格の高騰や二酸化炭素の排出問題があり、将来性に不安が残る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の清掃工場は、「ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉」といって、ごみを溶かす方式をとっています。そのために、燃焼温度を約1800度まで高くする必要があり、ご指摘のコークス※を使用しています。 ・ 現在、このコークス※は世界経済の動向により、価格が高騰してい

			<p>ます。また、コークスは化石燃料であることから、燃焼した際に二酸化炭素の排出を伴います。二酸化炭素は、排出抑制が世界的にも求められており、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。これらを踏まえ、コークス※の使用の有無や二酸化炭素の処理などを含め、ごみ処理方式を決定する必要があり、今後、計画(案)の P76 にも記載のあるスケジュール(案)にそって、検討し決定していくこととなります。</p> <p>※ <u>コークス</u> 石炭を蒸し焼きにして炭素部分を抽出した燃料のことをいいます。 炭素部分を抽出することで、燃焼時の発熱量が元の石炭よりも高くなり、熔融炉の温度を高くすることができます。</p>
4	1-4	<p>廃棄物処理施設は熱を発生し、発電や温水等の資源も生み出せるので、海の見えるロケーションの良い場所に位置することも踏まえ、仮に PFI 方式となるのであれば、様々な民間提案受け入れ、単なる処理施設で終わらない施設として欲しい。習志野市には大きな公園やスポーツ施設が少ない。船橋市や千葉市では隣の下水処理施設の上部をサッカー場や野球場にしている。</p> <p>現在の処理場前の県道は、稲毛の公園まで広い自転車専用道と歩道が整備されており、千葉市ではシーサイドランニングコースとしてしているし、レストランも人気が高い。</p> <p>処理場に温容施設を設置すればシャワー等のランニングステーションとしての利用が見込める。廃棄物処理施設は迷惑施設と言われるが、市民が楽しめる施設の併設が可能である。2023 年には近隣に京葉線の新駅もでき、現在でも新習志野駅からイオンモールまでは広域から集客しているエリアである。是非とも民間事業者からの意見を入れ、施設単体の改修だけを検討するだけに留めず、エリアとし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I ※の導入は、計画(案)の P76 に記載のあるスケジュール(案)にそって検討していきます。その前提で計画(案)においては、「清掃工場の更新の基本的方向性」を定めることを目的としております。そのため、清掃工場、リサイクルプラザなどをはじめクリーンセンター内にどのような付加価値をつけていくかは今後の検討事項となります。 ・ 今後は、ご指摘のとおり立地条件を活かしつつ、市民の要望等を踏まえて検討を進めていきます。 <p>※ <u>P F I</u> 民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法</p>

		ての魅力をも高める改修計画として欲しい。	
5	2-1 (1)①	<p>1. 「4. ごみ処理の現状と課題」</p> <p>(8) ごみ処理に関する有料化の導入 (P30) について</p> <p>(1) 「①現状」について</p> <p>本計画の「①現状」の記述は、国が示す「基本的な方針」と全国及び千葉県の「家庭ごみ処理の有料化」の状況を説明しているに過ぎず、習志野市のこれまでの取り組み状況を踏まえた現状を説明した内容になっていない。</p> <p>そのため、「家庭ごみ処理の有料化」は市民にとって経済的負担を伴い、非常に関心の高い課題であるにも拘らず、習志野市の取り組みの現状はもとより、本計画の実施期間中の取り組みの方向性すらも分からない。</p> <p>一方、「9. ごみ処理基本計画 (3) ごみ処理に対する受益者負担制度の導入 (基本方針 3) (P51)」の基本方針には以下の記述がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本市においてもかねてから、<u>家庭系一般廃棄物処理の受益者負担を研究してきましたが、これらを踏まえ、受益者負担の原則と、ごみ排出量に応じた負担の公平性の観点などから家庭系一般廃棄物の受益者負担制度を構築し、導入を進めます。</u></p> </div> <p>ここには、「<u>これまで家庭系一般廃棄物処理の受益者負担を研究してきた</u>」とし、「この研究をベースに受益者負担制度の構築と導入を進める」としており、これまで「家庭系一般廃棄物処理の受益者負担について何らかの研究をしてきたことを示している。(ここでは、「受益者負担」と「有料化」を同義語と解釈する)</p> <p>この様な問題認識を前提に私の質問と意見を下記に記します。</p>	<p>① これまでの主な取組を挙げます。</p> <p>現計画策定後の平成 26 年度第 1 回 (7 月 6 日) 開催の「習志野市環境審議会」において、議題として「ゴミの有料化の検討について」として、諮問したところ、市として有料化 (以下、「受益者負担制度」という。) を導入するか、導入しないかを前提にして諮問すべきとご指摘をいただきました。</p> <p>このご指摘の中で、まず、市民に対して、ごみの現状を市民に伝えるべきとされました。その上で、ごみの減量などの啓発を行うこととなり、各地区の町会・自治会など地域に関係する各種団体と市で構成する「まちづくり会議」での説明や、市民の市政に関する勉強会に市職員が出向いてお話しする「まちづくり出前講座」などでも説明してきました。</p> <p>また、連合町会で構成し、市民による清掃活動の指導推進、清掃思想の普及等を図ることを目的とした「習志野市をきれいにする会」では説明しています。</p> <p>さらに、現「習志野市環境基本計画」を策定する際に実施した習志野市環境意識調査において、「ごみの減量化 (ごみ処理の受益者負担) について」市民のご意向を確認しています。</p> <p>この他、千葉市をはじめ、受益者負担制度を導入した先進自治体や導入を検討している自治体などの状況を確認しました。</p> <p>これに加え、ごみの日々の排出状況を検証してきました。</p> <p>検討の結果、啓発に取り組んできたにも関わらず、家庭系、事業系を問わず、ごみの不適正排出*が後を絶たず、多額の経費がかかりますが、これに対して適正排出者に納めていただいた税金を含めて、公費で対応している状況であり、排出量に応じた受益者負担の</p>

		<p>① 「家庭ごみ処理の有料化（受益者負担）」に関して研究してきた具体的な内容はどの様なものですか。</p>	<p>公平性の担保が必要であると判断しました。</p> <p>また、ごみそのものの減量化も進めておりますが、持続可能な清掃行政のために、さらに減量化を図る必要があることから、計画（案）には、計画期間中に受益者負担制度を構築し、導入を進めることを定めようとするものです。</p> <p>※ <u>不適正排出</u></p> <p>市のごみ出しのルールを守らずに排出することで主なものを以下に挙げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 燃えるごみ、燃えないごみ、資源物などごみの品目ごとに排出する曜日が決められていますが、このルールを守らず排出すること。 • 品目ごとに分別せず、一つの袋に混ぜて排出すること。 • ごみを袋に入れて排出しないこと。 • 市で処理できないものを提出すること。 <p>これらの不適正排出が行われると、これに対応するために、特別に作業が必要となります。また、電池やバッテリーなどが不適正排出されると、ごみ処理施設や収集中のごみ収集車で火災などの事故が発生し、損害がでることもあります。</p> <p>これらに係る費用は、適正排出者に納めていただいた税金を含めて、公費で対応している状況です。</p>
6	2-1 (1)②	<p>② 「①現状」には、これまでの研究内容に基づいた「家庭ごみ処理の有料化」に関する取り組みの現状を市民が理解できるように、具体的に記述すべきです。</p>	<p>② 上記のとおり、一番の要因としては、ごみの排出量に応じた負担の公平性の観点から受益者負担制度の導入を必要と判断したもので、計画（案）では、ご指摘のとおり P51 に明確に記述しています。</p>

7	2-1 (2)①	<p>(2)「②課題・問題点」について</p> <p>①「可燃ごみ等の処理経費の受益者負担制度」の導入ができていないにも関わらず、導入できなかった理由（要因）の記述がない。そのため、「受益者負担制度」の導入に関する問題点の整理はもとより、本計画の実施期間中に取り組むべき課題が明確になっていない。</p> <p>A 「可燃ごみ等の処理経費の受益者負担制度」の導入ができていない理由（要因）は何ですか。</p> <p>B 導入ができていない理由を明確にした上で、問題点を整理し、本計画中に検討すべき課題を明確にすべきです。</p>	<p>①A B 前計画の策定後、「可燃ごみ等の有料化（受益者負担）」の導入につきましては、平成 26 年度第 1 回（7 月 6 日）開催の「習志野市環境審議会」でのご指摘を受けとめ、「可燃ごみ等の有料化（受益者負担）」を導入する前に、まず、市民に対して様々な機会を捉え、本市のごみの現状を伝えるとともに、上記のとおりごみの減量化の啓発などに努めてきました。</p> <p>そして、この度、本計画の改訂を機に、上記のとおり受益者負担制度の導入を進めよう判断したものです。</p>
8	2-1 (2)②	<p>② 受益者負担の導入の必要性の重要な理由として、「安定的に適正なごみ処理を継続していくこと」と「ごみの減量化を進めていくこと」としているが、以下の点について説明を求めます。</p> <p>A 受益者負担の導入が「適正なごみ処理の継続」になぜ必要なのか、又、どの様に寄与するのか、説明を求めます。</p> <p>B 受益者負担の導入によって、どの程度の「ごみの減量化」を期待しているのか、具体的な「ごみの減量目標値」の説明を求めます。</p>	<p>②A 適正なごみ処理の継続には適正な分別が求められるとともに、安定的な処理にはごみの減量化が不可欠です。</p> <p>上記のとおり啓発を行っても、不適正排出がなくなる状況では、適正排出を行っている市民と不公平な状況となっており、これを改善すべく、受益者負担制度の導入を進めようとするものです。</p> <p>②B ごみの減量化の目標値については、受益者負担制度の導入のみの効果ではなく、今後も啓発活動を継続するとともに、生ごみの水切りの徹底など、身近な生活の中でご協力を得られることなども含めて定めようとしています。</p> <p>具体的には、1 人 1 日当たりのごみ総排出量の目標年度を令和 13（2031）年度とし、令和 3（2021）年度と比較して、7%減の一人 808 g／日にしようとしています。</p> <p>なお、7%減の数値は、受益者負担制度の導入など減量化に向けた各種施策の効果を推計した結果、算定しています。</p>

9

2-2
(1)

2. 「表 2-21 前計画施策の取組状況の評価 (P33)」について

「家庭ごみ処理の有料化」に関する本計画に記述されている前計画の取組状況（施策名・取組状況・取組内容）は下記の通りで、取組状況の評価は「○：事業を実施したもの」となっている。

施策	取組状況	取組内容
家庭ごみの収集処理の有料化による研究等	○	・ 近隣市や先進市の情報収集 ・ 「習志野市をきれいにする会」で、有料化について意見を聞き取り

一方、前計画「工程モデル（前計画〈表 2-24〉（P41）は以下の様に計画されている。

	年度	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	・ 家庭ごみ収集処理の有料化 ・ 市指定ごみ袋の義務化	検討会・審議会 (有料化の是非について・具体的運用について) 議会への上程 市民への周知 運用		●	●	●	(周知)

(1) 本計画で評価した前計画の施策「家庭ごみ収集処理の有料化による研究等」について

評価した施策は前計画の「表 2-24」の施策名と異なる（前計画は「による研究等」の記述が無い）が。本計画で評価した施策は前計画のどこに（頁等）記載されていますか。その上で、取組状況の評価を「○」にした根拠を説明してください。

- ・ 前計画の〈表 2-24〉（P41）は、あくまで工程モデルとなっています。
 - ・ ご指摘の「家庭ごみの収集処理の有料化による研究等」は、前計画の「7. 再生利用率の向上のための施策（基本方針 1）」の「(3) 本市において効果的な施策」の「① 家庭ごみ収集処理の有料化による効果等の研究」に記載があります。
- また、取組状況の評価を「○」としたのは、上記のとおり、前計画策定後の平成 26 年度第 1 回（7 月 6 日）開催の「習志野市環境審議会」において、受益者負担制度の導入について、諮問したところ、その基本的方向性は市が示すようご指摘があり、その後、市民に対して本市のごみの状況を伝えたことに加え、ご指摘の近隣市や先進市の視察調査、「習志野市をきれいにする会」で有料化について意見の聞き取りを行い、さらに、現「習志野市環境基本計画」を策定する際に実施した習志野市環境意識調査において、「ごみの減量化（ごみ処理の受益者負担）について」市民のご意向を確認できたことからです。

10	2-2 (2)①	<p>(2) 前計画の「表 2-24」に記載された「・家庭ごみ収集処理の有料化 ・市指定ごみ袋の義務化」について</p> <p>① この施策と本計画で評価した施策「家庭ごみ収集処理の有料化による研究等」は同じですか。</p>	① 同じです。
11	2-2 (2)②	② この施策は3年目以降「運用」となっているので、現在有料化が実施（運用）されていない現状では、評価は「×：事業を実施しなかったもの」になります。なぜ、この施策について、本計画で取り組み状況を評価していないのですか。その理由を説明してください。	② 上記のとおり、前計画策定後の平成26年度第1回（7月6日）開催の「習志野市環境審議会」において、受益者負担制度の導入について、諮問したところ、その基本的方向性は市が示し、まず、市民に対して本市のごみの状況を伝えることなどに取り組むようご指摘があったことから、その対応にあたり、今日に至ります。前計画の「表 2-24」はあくまで工程モデルですので、その取り組みの方針が変更になり、受益者負担の導入に係る取り組みは、上記のとおり違った形で進められたため、「○」としています。今後は、計画（案）に基づき、本計画期間中の導入を目指そうとしています。
12	2-3 (3)①	<p>3. 「9. ごみ処理基本計画」 (3)ごみ処理に対する受益者負担制度の導入（基本方針3）」(P51) について</p> <p>(1) 基本的な考え方について 受益者負担の導入に関して、ここでは「受益者負担の原則と、ごみ排出量に応じた負担の公平性の観点などから導入を進める」としているが、他所では「ごみの減量化を進めることの重要性から導入する」(4. (8)ごみ処理に対する有料化の導入 ②課題・問題点 (P31)と記述されている。</p>	<p>① 受益者負担制度の導入は、まず、ごみの排出量に応じた負担の公平性を担保することが重要であり、その結果、ごみの減量化が図られるものであると考えています。</p> <p>「4 ごみ処理の現状と課題」の「(8) ごみ処理に対する有料化の導入」においては、現状として受益者負担制度の導入の実現に至っていないこと、課題として同制度の導入により、安定的に適正なごみ処理を継続していくこと、さらにごみの減量化を進めていくことの重要性を記載しています。</p> <p>「9. ごみ処理基本計画」 (3)ごみ処理に対する受益者負担制度の導入（基本方針3）」では、基本的な考え方を明確にするため、ごみ</p>

		① 受益者負担の導入の目的に、他所で記載されている「ごみ減量化」に言及していないのはなぜですか。	排出量に応じた負担の公平性の観点のみを述べています。
13	2-3 (3)②	② 「基本的な考え方」は本市の「家庭ごみ処理の有料化」の必要性や取り組みの方向性を示すものでなければなりません。国の指示によるだけでなく、本市の現状と課題を踏まえた取組の考え方と方向性を市民が理解できるように、分かり易く明示すべきです。	② 計画（案）では、大きな括りとして、まず、P21から本市の「ごみ処理の現状と課題」を記載し、それを受けて、P42から「減量目標値」を設定した上で、P48から今後の10年の「ごみ処理基本計画」を定めようとしています。 その中の一つとして、ごみ処理の排出量に応じた負担の公平性を担保するため、受益者負担制度の導入の重要性を明示しています。
14	2-4 ①	4. 「9. ごみ処理基本計画 (4) 施策の実施スケジュール(P52)」について 前計画では「家庭ごみ収集処理の有料化、及び、市指定のごみ袋の義務化」について、2年半ばまでに「検討会・審議会」で検討し、2年目半ばに「議会上程」した上で、3年目から「運用」するとなっている。 一方、本計画では「(3) ごみ処理に対する受益者負担の導入(表2-32)」について、令和4～7年度に「制度設計及び住民周知」を行い、令和8年度から「導入」する計画になっている。 ① 前計画の施策は「家庭ごみ収集処理の有料化、及び、市指定のごみ袋の義務化」であり、本計画は「ごみ処理に対する受益者負担の導入」となっているが、それぞれの施策の意味する内容は同じですか、又は、違うのですか。もし、内容的に同じであれば施策の用語を変更した理由はなんですか。	① 今回の計画の改訂作業にあたり、用語を変更したもので施策の意味するものは同じです。 変更した理由は、施策として「ごみ処理」はそもそも市の責務として公費で賄っています。 この前提に基づき、費用を負担するという観点から単に有料化と表現するのは適切でないと考えました。 計画（案）では、排出状況に応じた負担の公平性を担保することを重要と捉えているため、「有料化」ではなく、「受益者負担」という用語を使うこととしました。

15	2-4 ②	② 前計画では、3年目（平成26年度）から「家庭ごみ収集の有料化、及び、市指定のごみ袋の義務化」を導入し、運用する計画であったが、未だに導入されていない理由（要因）は何ですか。	② 上記のとおり、前計画策定後の平成26年度第1回（7月6日）開催の「習志野市環境審議会」において、受益者負担制度の導入について、諮問したところ、その基本的方向性は市が示し、まず、市民に対して本市のごみの状況を伝えることなどに取り組むようご指摘があったことから、その対応にあたり、今日に至ります。
16	2-4 ③	③ 「前計画」が全く進まなかった要因を解消するために「本計画」ではどのような対応を考えていますか。又、その対応をどこに記述していますか。	③ 本計画は、今後、10年間のごみ処理・生活排水の「基本」の計画であり、必要な各施策に係る概要は記述していますが、その詳細な内容は記載しておらず、受益者負担制度に関しては、その導入の必要性を強調し、計画年度中に導入することを定めようとしています。受益者負担制度の詳細な設計は、計画策定後に「習志野市環境審議会」に諮るなどで検討を進めます。
17	2-4 ④	④ 「本計画」ではR4～R7年度（4年間）で「制度設計と住民周知」をすることになっているが、「制度設計」はどのような体制（検討メンバーを含む）で、いつまでに検討することを考えていますか。そして、「住民周知」をどのような方法で、どの程度の期間で行なうことを考えていますか。	④ ご指摘のとおり、P52の「施策の実施スケジュール（案）」に沿って、受益者負担制度の導入に向けた取組を進めていきます。その周知方法や制度設計に係る方法、期間は、計画策定後に改めて検討します。
18	2-5 (1)①	5. 「第4章推進体制と進行管理(P87)」について (1) 「推進体制」について 国が国民や地方公共団体等に期待し、望むことを記述するだけでは、習志野市がどのような協働体制を構築して、本計画をどのように推進しているのか全くわかりません。 ① 国の作成した「循環型社会形成推進基本計画（環境省 H20.3）」が望んでいる協働体制を、習志野市ではどのような構成メンバーで構築し、本計画をどのように推進していくのか、明確にすべきです。	① 上記のとおり、本計画は、今後、10年間のごみ処理・生活排水の「基本」の計画であり、必要な各施策に係る概要は記述していますが、その詳細な内容は記載しておらず、協働体制を含めた検討体制も同様に記載していません。 検討に係る構成メンバーや推進方法は、計画策定後に改めて検討し、取組を進めていきますが、全庁的な体制で取組を推進していきます。 具体例を挙げますと、必要に応じ、「習志野市環境審議会」に諮問、報告するとともに、庁内各種会議を活用し、検討を進めます。

19	2-5 (2)①	<p>(2) 「進行管理」について</p> <p>本計画の進行管理は「1年ごとに定める「習志野市一般廃棄物処理実施計画」にて、当該年度に取り組む具体的な施策を定めるとともに、本計画の中間である令和8(2026)年度に改訂を行い、実績と数値目標を比較・評価していきます」としているが、この様な考え方で有効な進行管理ができるとは思えない。</p> <p>計画の進行管理は、「P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(見直し)」を有効に活用しなければ効果的な進行管理ができないことは明白であり、本市においても他の計画に多く採用されている。</p> <p>① 毎年度作成する「習志野市一般廃棄物処理実施計画で具体的な施策を定める」、即ち、「計画を策定する(P)」だけでは本当の進行管理ができるとは思えない。又、「令和3年度一般廃棄物処理実施計画」には進行管理に関する記述がない。「一般廃棄物処理実施計画で具体的な施策を定める」だけで実効性のある進行管理ができると考える根拠は何ですか。</p>	<p>① 計画(案)では、市民に対しては、より分かり易くシンプルな進行管理を行うべきと考えたことから、「1年サイクルと5年サイクル」で進行管理することとし、計画(案)には、PDCAサイクルについて記載はありませんが、日々の業務のなかで補うことを考えています。</p> <p>ご指摘のとおり、毎年度、ごみの排出状況や各施策の進捗状況の検証し、「習志野市一般廃棄物処理実施計画」策定すること(1年サイクル)、また、計画(案)の中間年度における検証(5年サイクル)で進行管理を行っていきたいと考えています。</p>
20	2-5 (2)②	<p>② 前計画(P59)では、進行管理を「1年サイクルと5年サイクル」の2段階で行い、各サイクルともに「PDCA」を有効に活用して進行管理する計画になっている。本計画の進行管理は、毎年度の「一般廃棄物処理実施計画で具体的な施策の決定」と「令和8年度の改訂」となっているが、この様に変更した理由と狙いは何ですか。</p>	<p>② ごみ処理においては、プラスチックごみや温室効果ガスの排出をゼロにするなどごみを取り巻く状況は刻々と変化しています。</p> <p>また、生活排水においでもし尿のくみ取り世帯の減少に係る対応など、その状況は刻々と変化しています。</p> <p>そのため、定型的なPDCAサイクルに当てはめるのではなく、ごみ処理、生活排水を取り巻く状況に応じて、臨機応変に検証し、適切なタイミングで施策を展開していこうという考えに基づきます。</p> <p>計画(案)では、このような考えから、あえて、PDCAサイクルには言及しておりませんが、上記のとおり「1年サイクルと5年サイクル」での進行管理を日々の業務のなかで取り組んでいきたいと考えています。</p>

21	2-5 (2)③	③ 本項は、毎年度「PDCA」を有効に活用し、計画の実効性が保証できる進行管理を行うために、行政がどのように取り組むのか、市民が理解できる内容に書き改めるべきです。	③ 本項では、上記の考え方に基づき実効性を保証できると考えているため、あえて、PDCAサイクルについては記載せず、「1年サイクルと5年サイクル」での進行管理を日々の業務のなかで取り組んでいきたいと考えています。
22	2-6 ①	<p>6. 「ごみ処理の有料化」に関する用語の統一について</p> <p>家庭系の「ごみ処理の有料化」に関して、前計画では「家庭ごみ収集の有料化(P26)」又は「家庭ごみ収集処理の有料化(P35、41等)」と用語がほぼ統一されていたが、本計画では以下のようにいろいろな用語が使用されている。(主な用語を以下に示す)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ処理に対する有料化」・・・(P30下から12行目) ・「可燃ごみ等のごみ処理経費の受益者負担制度」・・・(P31下から5行目) ・「ごみ処理に対する受益者負担制度」・・・(P51上から1行目) ・「家庭系一般廃棄物の受益者負担制度」・・・(P51枠内下から3行目) ・「一般廃棄物処理有料化」・・・(P51 図2-31の表題) ・「ごみ処理に対する受益者負担」・・・(P52 スケジュール表(3)項) <p>① なぜ、このようないろいろな用語が使用されているのですか。</p>	① ごみの排出量に応じた負担の公平性を担保することは、本市では「有料化」ではなく、「受益者負担制度の導入」と定義しています。一部、「有料化」と記述しているのは、データ等の出典元が「有料化」としているためで、出典元の表現をそのまま引用しているため、用語に2通りの表現が存在します。受益者負担(制度)の用語の前の表現がいくつかあるのは、記述箇所の内容に応じて使い分けているものです。
23	2-6 ②	② それぞれの用語は、その目的や意味が異なるのですか。	② 意味は同一です。
24	2-6 ③	③ 市民が理解し易くするために、その目的や意味が同じであれば、用語を統一すべきです。	③ 上記①、②に記載の通り、目的があって用語を使い分けているため、統一はしません。

25	2-7 (1)	7. 「清掃工場」の検討について (1) 「清掃工場」の焼却設備は近年研究が進み、高度な専門的知識が求められます。「清掃工場」の検討体制はどのような構成メンバーで構築しようと考えていますか。又、いつから、検討体制を立ち上げますか。	(1) 清掃工場の更新にあたっては、P76にも記載のある「施設整備のスケジュール（案）」にそって、取り組みを進めます。 その過程の中で、ご指摘のとおり高度な専門的知識が求められることから、学識経験者やコンサルタントなど有識者の助言を仰ぎながら、検討を進めることを考えています。 また、具体的な検討体制は、計画策定後に決定します。
26	2-7 (2)①	(2) 「10. (5) ②施設整備スケジュール（案）（P76）」について 「施設整備スケジュール（案）（表 2-52）の令和2年度と3年度の「更新概要案」の欄には、「基本構想・方針検討は一般廃棄物処理基本計画内」となっている。令和2年度と3年度は前計画の範疇であり、前計画を確認しても「基本構想・方針検討」に関する記述が見当たらない。 ① 令和2,3年度の「基本構想・方針検討」に関する記述がある「一般廃棄物処理基本計画」はどの計画ですか。又、その記述のある場所は計画のどこ（頁等）か教えてください。	① 「施設整備スケジュール（案）」で指す令和2年度・3年度は、本計画の策定期間中であることを指します。 具体的には、P53～P77までに記載をした「10. 清掃工場の更新の基本的方向性」を指します。 記載箇所を分かりやすくするため、「施設整備スケジュール（案）」の「基本構想・方針検討」は、「清掃工場の更新の基本的方向性の検討」と修正します。
27	2-7 (2)②	② 令和2,3年度の「一般廃棄物処理基本計画の基本構想・検討方針」の内容を教えてください。	② 上記のとおり、P53～P77に記載した内容となります。 この章での重要な事項は、「ごみ処理施設の整備方針」であり、 ① 既存施設の老朽化に伴い、施設の建て替えを行う ② 災害時等の対応を考慮し、周辺自治体と広域化はせず、本市単独で施設を所有する ③ 建て替えは、現在のクリーンセンターの敷地内で行う 以上の3点を定めようとしています。

28	2-7 (2)③	<p>③ 本計画の「10. 清掃工場の更新の基本的方向性 (P53)」では、「本章では、・・・清掃工場の更新概要を基本構想としてとりまとめます。」と記述されているが、スケジュール (案) の令和2,3年度の「基本構想」とはどのような関係になっているのですか。</p>	<p>③ 同一です。</p> <p>ただし、上記でご指摘をいただいたことを考慮し、「基本構想・方針検討」は、「清掃工場の更新の基本的方向性」と修正し、P76「施設整備スケジュール (案)」中の「基本構想・方針検討」を「清掃工場の更新の基本的方向性の検討」修正したことと併せ、関係性を分かりやすくします</p>
29	2-8 (1)①	<p>8. その他</p> <p>(1) 「実施計画」の公開について</p> <p>毎年度作成される「一般廃棄物処理実施計画」は、法律・施行規則及び習志野市条例に基づいて作成されるものとなっている。</p> <p>① 令和3年度の「実施計画」は市のHPに掲載されているが、それ以外の過去の「実施計画」は公表されていないのはなぜですか。</p>	<p>① 「一般廃棄物処理実施計画」は、「一般廃棄物処理基本計画」に定められた内容のうち、当該年度に取り組む具体的な施策を定めるものであり、経年でごみ排出量などを比較する必要がないことから、当該年度の計画のみ掲載することとしております。</p> <p>そのため、現状では令和3年度の実施計画のみ掲載しています。</p>
30	2-8 (2)	<p>(2) 「令和3年度 習志野市一般廃棄物処理実施計画」について</p> <p>施策の「家庭ごみ収集処理の有料化による効果等の研究 (P3)」の具体的な内容には「ごみの有料化について、環境審議会等において、意見を伺うなどし、家庭ごみの収集処理の有料化について具体的な研究を進める」としているが、これまでどの様な研究が行われたのか、具体的に説明してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度において、習志野市環境審議会内に「習志野市一般廃棄物処理基本計画策定部会」を設置し、令和3年度も複数回にわたり部会を開催し、具体的な研究を進めました。 ・ 具体的な内容は、上記のとおり、審議の結果、ごみの排出量に応じた負担の公平性が必要であるとの結論が出され、その必要性があるとの記述を計画 (案) に示すこととなりました。また、本計画が「基本」の計画であることから、今後の詳細な制度設計は、計画策定後に、別途、定めていくこととなりました。また、研究の過程は、連合町会長で組織される「習志野市をきれいにする会」でも報告し、概ね同意を得ているところであります。 <p>この他、今回、実施しましたパブリックコメントで市民のご意見を伺ったところです。</p>

31	2-8 (3)	<p>(3) 「記述間違い」について</p> <p>①「10. (1)② ii 計画ごみ処理の見込み (P55)</p> <p>本項の上から 1~2 行目、「<u>「減量目標を達成した場合」(44, 219t/年、P52 の表 2-32 参照)・・・</u>」のカッコ内は (44, 219t/年、<u>P47 の表 2-31 参照</u>) の間違いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり修正します。
32	3	<p><u>“有料化”に反対です</u></p> <p>有料化しても単なる値上げに終わるでしょう。減量効果はほとんど期待できない。施策として提示するなら、期待値ではなく、予測値として提示しなければならない。この施策でどの程度ごみが減量されると予測しているのか“根拠”と“算出方法”を提示すべきとおもいます。他市が行っているかとか国が求めるからでは説得力はない。一般市民の反応は決定された値上げだけに反応するだけでしょう。</p> <p><u>反対の理由</u></p> <p>1) この有料化制度によって果たしてゴミを減量化できるのかが大いに疑問です。様々な異なった生活状況にある市民に同じレベルの負担を課すこととなります。すでに市民は税金を払いごみ施策にかかわる経済負担をしています。</p> <p>2) 一人当たりごみ処理経費(案 P20) 16,000 円/年程度を支出しているという。これは市民のごみ処分にかかわる税負担額ととらえる必要がある。3 人家族だと 5 万円前後となる。さらに有料化を行うとどのような数字になるのだろうか? 財政上の意味はどのように検討されたのか説明すべきです。</p> <p>3) ごみ有料化問題では、よく北海道の伊達市の例が引き合いに出されます。だ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画(案)では、有料化を「受益者負担制度の導入」と表現しており、これを前提に市の考え方を述べます。 ・ 計画(案)において、受益者負担制度の導入が必要であるとの結論に至ったのは、ごみの排出量に応じた負担により、公平性を担保することが必要であると考えたためです。家庭系、事業系を問わず、ごみの処理は市の責務として公費で賄っています。現状、不適正排出[※]者のためにかかる多額の処理費用を適正排出者の納めていただいた税金を含めて、公費で対応している状況であり、状況の改善が必要であると判断するとともに、この取り組みがごみの減量化につながるものと認識しております。 ・ 「受益者負担制度の導入」は一見、新たな負担を求めるようにも見えますが、あくまで、ごみを減らすインセンティブ[※]を与えるのが役割で、ごみの排出量に応じた負担を求めるもので、不適正排出[※]やごみを排出抑制しない排出者には、その分、多くの負担がかかることとなります。 ・ 受益者負担制度の導入で得られる歳入は、計画(案)に具体的な明記はできないものの、今後、清掃行政に限定して使うことができるように制度を構築していきたいと考えております。 ・ 受益者負担制度の導入は、粗大ごみを除いた家庭系ごみでは、平成 30 年度実績で全国の市町村の 65.1% (1134 市町村) で実施されており、ごみの減量化の効果は概ね確認されています。また、近隣の

いづ前に有料化を導入して実際にゴミが減ったというデータが出されている。データのひとり歩き感が否めないとの学者の指摘もある。習志野市が伊達市のケースを前提にしたとは書いてはいないが、有料化している市町村は多いというが、それらの結果を分析しているのだろうか？

- 4) 有料化といった場合に商品がどの程度の“ごみ”になる部分を含むのかにかかわる情報や、他の選択肢に関する情報は経済学でいう“非対称性”があります。“必需品”に対しても、それを消費すれば当然ゴミとして出されるわけですが、すべて有料化されてしまえば、結局購入品の単なる値上げでしかない。
- 5) 紙類が50%を占めるという。20年以上前からいわれてきました。市民の協力もあって総量は減少しているデータが示されているが、さらなる減量が必要とP24に書かれています。ごみが少ないほど良いのは当然ですが、ごみ処理問題の中で議論するためにはさらなる減量を必要とする理由を明確にすべきです。また、なぜ有料化で減量できると考えたのか、市民生活への影響をどのように検討したのか説明がない。

市民の時給はいくら

- 1) さらなる分別について考えるとき、忘れてしまいがちなのは、市民の家事労働は無料ではないことです。ごみ政策が市民の生活時間を使う方向で検討される際には、市民の家庭内労働コストを、少なくとも、習志野市職員一人当たりの平均時間給をベースに、市民負担額を算出してみるべきでしょう。
- 2) “シャドウ・ワーク”という言葉があります。イヴァン・イリイチという哲学者（ウイン生まれの社会評論家、文明批評家）が言った言葉です。「産業経

千葉市、八千代市でもその効果は確認されていることも導入が必要であると結論に至った経緯です。この効果は、導入後、一過性のもものにはならず、減量化されたごみの排出量のレベルは保たれ、そのレベルで微減していく傾向も確認しています。

- ・ 受益者負担制度の導入にあたり、どの品目を対象とするかは、計画策定後に具体的に制度を設計していくこととなります。上記のとおり、ごみを減らすインセンティブ*を与えるのが役割で、仮に生活必需品の品目を対象とした場合でも、インセンティブを与えることから、ごみの排出が多くならないよう購入をする量や種類を消費者が選択することとなり、これがごみの減量化につながります。例えば、食品ロスを抑えるよう計画的に食料品を購入する、繰り返し使えるものを購入するなど、結果として、ごみとなる消費が抑えられることとなるため、単に購入品の値上げにつながるようには考えておりません。
- ・ ごみの減量化が図られると、中間処理費の削減、中間処理施設の延命、最終処分量の減少など、ごみ処理全般において様々なメリットが発生します。本市では、清掃工場の更新を控えておりますが、これに対しても、ごみの排出量が少なければ、施設の規模を小さくすることができ、建設に係るコストも削減することができます。また、市域が狭い本市では、ごみの最終処分として溶融飛灰を県外に搬出し、埋め立てを依頼しておりますが、この量を減らすことにより、本市の費用負担が削減できるとともに、国全体でも環境に配慮した取り組みを進めることができます。ご指摘の減量を必要とする理由は、上記のとおり、P24に示すとともに、P32以降、基本方針や減量目標などを示しています。

済では賃金が支払われない労働のことを意味します。」典型的な“シャドウ・ワーク”は家事労働です。現代ではかなりの家事労働が様々な理由で、外注され、有料化されている。自治体側から見て改善であっても家事労働に負担をかける施策は慎重に検討されなくてはならないと考えます。一人住まい、高齢者、障がいのある人、病人、介護を必要としている人、長時間労働せざるを得ない人等、さまざまである。ごみ問題は“シャドウ・ワーク”にも関連しているのです。

- 3) 高齢化の進む習志野市では“ごみ捨て”が複雑になればなるほど生活が難しくなる人が増えるでしょう。ごみ屋敷も増えるかもしれない。介護事業者の仕事も増えるだろう。市民の時間や能力は様々に変化しています。市民生活の実態を直視し一人も落ちこぼれない行政を進めてください。

ごみと経済学

- 1) “ごみ問題”は経済学的あるいは社会学的に言えば、“外部性”の問題である。「外部性と市場の失敗」に関する文献はWEB検索でいくらでも調べられる、ごみ問題と関連した論文や研究発表もいくらでも検索できますので、ここでは既知の経済学用語として扱います。
- 2) この問題を考えると、思い出されるのは、日本有数の世界的経済学者宇沢弘文です。彼は40～50年前にすでに“外部性”を無視する危険性に警告を発しています。環境問題として、自動車のライフサイクルコストを試算している。現在の経済価値で5000万円程度と試算した。つまり、自動車産業の、生産―流通―消費―（破棄）のうち“破棄”の社会的コストの重大性を指摘したのです。

新自由主義からの脱却とPFI

岸田政権は“新自由主義からの脱却＝新しい資本主義”を掲げて政権の座に

- ・ 清掃工場の更新は、計画（案）において、「清掃工場更新の基本的方向性」として示しています。

本市の現清掃工場は、「ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉」を採用しており、ごみを溶かす方式をとっています。ご指摘のとおり、溶融処理を行うと、焼却処理に比べ、最終処分量が約7分の1となります。また、煙突から排出される排ガスは、基準値より大幅に低い水準となり無害化にもつながります。さらに、非常に高い温度でごみを溶かすため、スラグ・メタル※などが生成され再資源化が図られます。現状では、安定稼働が行えておりますが、その稼働は令和13（2031）年度までを予定しており、更新の必要があります。

- ・ 清掃工場の更新にあたっては、計画（案）で基本的方向性、整備方針を定め、これに基づき、P76にも記載のあるスケジュール（案）にそって、検討し決定していくこととなります。

次期清掃工場は、昨今、国から求められているプラスチックごみへの対応、世界的にも対応が求められている2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルなど、清掃行政を取り巻く環境が刻々と変化しているため、これらを見定め、習志野市にもっとも適した清掃工場にしていきます。

※ 不適正排出

通し番号5に記載のとおり。

※ インセンティブ

人々の意思決定や行動を変化させるような要因のこと。

※ スラグ・メタル

可燃ごみやセトモノ、ガラスなどを溶融処理し、冷却する際に生成された固形状の資源のこと。スラグはガラス状で砂状、メタルは金属質で球状。

ついた。国民として喜ぶべきことだと思います。新自由市議の象徴ともいえる P F I をどのようにしてゆくのか、まだ見えない。ともかく、サッチャー・レーガンが始めた競争原理、自己責任、民間主導、小さな政府大きな市場、などの思想は欧州には定的にしか現在存在していないといわれる。特定の公的事业へ P F I の適用を禁止する法律もあるという。海外の動向にも関心を向ける必要があります。P F I 事業から自治体事業へ変更された事業も少なくないといわれる。

優秀な人材を有する習志野市の情報政策課ではすでに関連した情報を保有しているとおもいます。公共施設は建設後 50 年あるいは 100 年近く使用される。数年のうちに公共施設再生に関する新たな指針の発表もあり得るだろう。そう願いたい。

事業方式の選定を優先にするのではなく、習志野市の“ごみ処理政策の目指すべき方向”を真剣に検討してほしい。「市場の失敗」と経済学的に言われる“ごみ問題”から市民生活をいかにして譲ることができるかを真剣に検討してほしい。市場の論理では解決できないと考えています。

廃棄物というのは「分ければ資源」

それは事実でとられています。資源としての潜在性というのは非常に高いが、実際それを市場のメカニズムにのせて処理しようと思えば、そこでは経済効率が優先され、コストがネックになる。リサイクルでは採算がとれない。だから潜在性としては資源であるのに、それが市場メカニズムに入ったときに、なかなか発見されないという限界がある。

バージン原料が安価である背景には、社会的費用、社会的損失を無視している。再生原料とバージン原料と、いずれにも“社会的費用”を入れ込めば対等な競

争条件に置かれますが、そうはなっていない。国家政策としてこれをいかに解決していくかということを考えなければいけない。

鉄のスクラップや古紙すでに多くの企業がこうしたリサイクルに取り組んでいるのはなぜかといえば、それで採算がとれるからです。ゴミとしてそのまま出されているのは、そういう経済原理からいったらペイしないからなのです、と経済学者は言う。私もそう思う。

経済性が見込まれない“ごみ”として出されている“ごみ”の対応を自治体は求められているように感じます。国は根本問題を避けて自治体に責任を転嫁しているように感じられます。

リサイクル事業の成立要件

一般に指摘されているのは、①廃棄物が大量に存在すること、②廃棄物に有用な属性が存在すること、③廃棄物を再資源化するための技術が存在すること、④再生品への需要が存在することです。前の三つがクリアされても、回収や再生のコストや再生品価格によっては難しいものが多いのが実際だろう。

発生抑制のトータル・コーディネイト

減量化のために何をすべきか。やはり行政がゴミ問題の全体を管理する管理主体であるべきだろう。これは単に出てきたゴミをいかに処理するかという次元にとどまった“処理事業の実施主体”ではなく、ゴミがどのようにして生まれてくるかという、生産から流通、消費、廃棄、そして処理というトータルのなかでコーディネイターとしての役割を果たすべきでしょう。

習志野市のごみ政策

基礎自治体としての習志野市ではごみ問題を外部性の解決まで考慮した政策は

難しいでしょう。しかし、生産－流通－消費－廃棄の流れを前提にしたごみ処理基本計画を考える必要があります。基本計画ではなぜ自治体には限界があるのか説明すべきでしょう。

根本的には「国家の経済」の在り方に帰結すると思います。しかし、そうである現実をみないと習志野市の基本計画が論理性を欠いたものにならざるをえないと思います。

習志野市としてできることは、ごみ問題は外部性という大きな課題を秘めた社会問題だという認識を示すことです。その認識の下であれば、習志野市として判断できることは少なくないと思います。

これまで習志野市は独自の考えで状況分析を行い議会で論議し独自の結論を出し、発生するエネルギーを有効に使える優れた焼却炉と選定し市民の生活を支えてきました。現状ほぼ市民の生活状況から言って高く評価できる状態にあるという生活実感があります。賢明な知恵ある結論を出されることを願っている。

習志野市は現在「熔融炉」という非常に優れた焼却炉を使用している。この選択は高く評価されると考えています。

ネット検索によると、熔融の目的は減容化、無害化、再資源化が挙げられている。残渣や灰は熔融炉内で高温になり液状化し、出滓口から排出された後、冷却され、熔融スラグとなり再資源化される。

10 数年前になるとでしようが市議や友人と見学に出向き説明を聞いたことがあります。次期機種を選定もコンサルや民間業者に全面的に依存するのではなく、習志野市のごみ処理政策の良い点も改善すべき点も体験している市の専門

	<p>職員とともに市長副市長をシダーとして真剣に取り組んでください。</p> <p>この溶融炉によって他市にはできない市民サービスが実現したところも多々あるのではないかと。自慢できるものは自信をもって自己評価することも大切だと思います。改善できるところもかなりあるかもしれませんがそれは改善すればよい。これまでの習志野市の“ごみ清掃行政”は十分高い評価を与えることが可能だと実感しています。万が一、改悪などしないでいただきたい。</p>	
--	--	--